

**沖縄県生活困窮者等就労準備支援事業業務委託
企画提案募集要領**

本公募は県の本予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 委託業務の名称

令和8年度 沖縄県生活困窮者等就労準備支援事業業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 事業の概要

生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（以下「実施要綱」という。）の3の(4)のイに規定する被保護者就労準備支援等事業のうち被保護者就労準備支援事業の一般事業を一体的に実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

なお、本事業は、沖縄市、豊見城市及びうるま市と共同で実施するものである。

4. 委託の上限額

委託料の上限は 53,604,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

5. 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

6. 参加資格

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 法人格を有し、沖縄県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有すること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織及び人員を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。

ウ 本事業を遂行するために必要な知識、技術及び生活困窮者支援の実績を有し、事業実施に当たっては、関係市町村と密接に連携できること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 共同企業体として実施する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 共同企業体を代表する者が応募すること

イ 共同企業体を代表する者は、本事業の遂行のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること

ウ 共同企業体契約書、協定書等により、構成員間の役割分担、責任の所在を明確にすること

エ 共同企業体の構成員のうちいずれかが4の(1)のアの要件を満たし、かつ全ての構成員が4の(1)のイからカまでの要件を満たすこと

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

32条第1項各号に掲げる者

7. スケジュール及び応募方法等（※すべて予定であり変更する可能性がある）

(1) 主なスケジュール

令和8年3月12日（木）：企画提案公募及び質問受付開始
令和8年3月19日（木）17時00分：質問事項 受付〆切
令和8年3月23日（月）：質問最終回答予定
令和8年3月25日（水）17時00分：企画提案参加届 提出〆切
令和8年3月26日（木）12時00分：企画提案書 提出〆切
令和8年4月1日（水）：審査結果通知、契約締結

(2) 質問事項の受付等

ア 受付期限：令和8年3月19日（木） 17:00 必着
イ 提出様式：「質問票」（様式1）
ウ 提出方法：電子メールにより提出すること
（提出先）沖縄県生活福祉部 保護・援護課
保護・自立支援班 末吉 aa031704@pref.okinawa.lg.jp
エ 回答方法：令和8年3月23日（月）までに保護・援護課 HPIに掲載。

(3) 企画提案参加届の提出等

ア 受付期限：令和8年3月25日（水） 17:00 必着
イ 提出書類：以下の書類一式を 2部（正本 1部、副本 1部）提出すること。
①「企画提案参加申込書」（様式2）
②「誓約書」（様式3）
③「協定書」（様式4） ※コンソーシアムの場合のみ作成
④定款又は寄附行為
⑤「履歴事項全部証明書」（令和7年12月1日以降に発行されたもの）
⑥直近2期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類する書類
※ 共同企業体として実施する場合は、③の協定書のほか、②、④、⑤、⑥の書類を全構成員分、提出すること。こと。
ウ 提出方法：書留郵便又は持参により提出すること。
※ 持参する場合は、必ず事前に保護・援護課の担当者に電話にて持参日時等を連絡すること。
※ 企画提案参加届の提出がない場合は参加資格を満たさないものとする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和8年3月26日（木） 12:00 必着
イ 提出書類：以下の書類一式を 9部（正本 1部、副本 8部）提出すること。
※ 書類はすべて片面印刷とし、一式をまとめてフラットファイル毎に綴って提出すること。
※ 副本についてはコピー可とする。
①「企画提案概要書」（様式5）
②「企画提案書」（任意様式。A4版で表紙、目次を除き20頁以内とする。作成に当たっては、仕様書を必ず参照すること。）
③「実施体制図」（任意様式）
④「経費見積書」（任意様式）
⑤「会社概要」（様式6）
⑥「業務実績」（様式7）
※ 共同企業体として実施する場合は、⑤及び⑥の書類を全構成員分、提出すること。
ウ 提出方法：書留郵便又は持参により提出すること。
※ 持参する場合は、必ず事前に保護・援護課の担当者に電話にて持参日時等を連絡すること。
※ 企画提案書の提出がない場合は参加資格を満たさないものとする。

(5) 審査

ア 沖縄県生活福祉部に設置する選定委員会において、企画提案書の内容やこれまでの実績等を審査・採点し、優先交渉者を決定する。
イ 審査の結果、委員会が定める基準以上の評価を得た者のうち、最も高く評価された者を委託先候補、次順位の者を次点候補として選定する。なお、参加者が1者の場合、選定委員会
が定める基準以上の評価を得ることができれば、委託先候補として選定する。

(6) 選定結果の通知

ア 選定の結果は、審査結果通知書（様式8）により通知する。

8. その他

- (1) 参加資格を有していない者からの企画提案は審査しない。
- (2) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (3) 選定に係る審査内容及び経過等は公表しない。選定結果に係る異議申し立て等は受け付けない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する費用等本事業の企画提案に要する経費等については、全て提案者の負担とする。
- (5) 本公募は、令和8年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続で、予算成立後に効力を生じる事業であり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。実施内容は、企画提案書をもとにして、県との協議により決定する。
- (6) 委託先候補と契約締結に向けた交渉を行い、契約が成立しない場合は次点候補と交渉を行う。
- (7) 提出された書類（企画提案書等）は返却しない。なお、提出された書類は本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (8) 契約締結の際は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第101条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に契約保証金として納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 企画提案書等の提出日、提出場所等が本要領に適合しない場合
 - イ 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積額が予算額を超える場合
 - オ 選考の公平性に影響を与える不正行為があった場合

9. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班
tel : 098-866-2428 fax : 098-866-2758
(担当 : 末吉) Email : aa031704@pref.okinawa.lg.jp